

# 令和4年第12回 土浦市農業委員会総会議事録

## 1 開会の日時および場所

令和4年12月13日（火） 午後2時  
土浦市役所農業委員会室

## 2 議事日程

- |        |                                     |
|--------|-------------------------------------|
| 報告第36号 | 農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する受理について |
| 報告第37号 | 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する受理について |
| 報告第38号 | 農地法第18条第6項の規定による通知について              |
| 報告第39号 | 買受適格証明願いに係る農地法第3条の規定による許可について       |
| 議案第45号 | 農地法第3条の許可申請に対する審議について               |
| 議案第46号 | 農地法第5条の許可申請に対する審議について               |
| 議案第47号 | 農業経営基盤強化法第18条の農用地利用集積計画作成について       |

## 3 出席した委員

1番 萩島 一郎	2番 飯塚 利之	3番 浅野 均
4番 堀 佳樹	5番 柴沼 栄	7番 飯島 栄
8番 高野 三郎	9番 川村 剛久	11番 井沢 清
12番 高橋 弘一		

## 4 欠席委員

6番 菅谷 幸治 10番 栗原 敦子

## 5 説明のため出席した者

事務局長 坂本 直親 農地係長 室町 直宏 主任 田谷 克江  
主任 中村 裕一 主事 古和 真理奈

## 6 総会の大要

午後2時40分閉会

議長	<p>只今、出席委員は10名、欠席委員は6番 菅谷委員、10番 栗原委員、以上2名です。よって、出席者が過半数を超えましたので総会は成立了しました。</p> <p>これより、令和4年第12回土浦市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>次に、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第13条の規定により、9番 川村委員、11番 井沢委員、以上2名の方を指名いたします。</p> <p>審議に入る前に申し上げます。土浦市農業委員会会議規則第14条により、総会は公開することになっております。発言の際は、個人情報に関する事項について住所・氏名・所在等については発言しないようお願ひいたします。</p> <p>なお、発言の際は挙手のうえ、指名されてから、起立して質問をお願いいたします。</p> <p>また、「農業委員会等に関する法律」第31条に基づき、農業委員会の委員は、自己または同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができませんので、事前に退席をお願いいたします。</p> <p>なお、退席後、次の議事に入る前には、入室の確認をさせて頂きますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、早速議事に入ります。</p> <p>報告第36号「農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する受理について」を事務局から説明願います。</p>
事務局	(報告第36号について議案書のとおり報告)
議長	只今の報告について、質問はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	異議なしということで、報告第36号については原案通り承認します。
	次に、報告第37号「農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する受理について」を事務局から説明願います。
事務局	(報告第37号について議案書のとおり報告)
議長	只今の報告について、質問はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	異議なしということで、報告第37号については原案通り承認します。

	次に報告第38号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を事務局から説明願います。
事務局	(報告第38号について議案書のとおり報告)
議長	只今の報告について、質問はございませんか。  (異議なしの声あり)
議長	異議なしということで、報告第38号については原案通り承認します。 次に報告第39号「買受適格証明願いに係る農地法第3条の規定による許可について」を事務局から説明願います。
事務局	(報告第39号について議案書のとおり報告)
議長	只今の報告について、質問はございませんか。
柴沼委員	ここでは7筆が落札されていますが、当時のやつでいうと10筆が対象になっていました。3筆がどうなったかを教えてもらいたいです。
事務局	3筆に対しての申請は出てきていないので、まだわかりません。
柴沼委員	落札しなかったということですか。
事務局	落札していないのか、申請がまだなのか、という状況だと思います。
柴沼委員	公売の結果を見ればわかるのでしょう。
議長	公売の結果の連絡はないでしょう。
事務局	ないです。
柴沼委員	結果は公表しているのでしょう。
事務局	調べてみます。
柴沼委員	金額が、最低価格に対してどのくらいだったかは調べてありますか。
事務局	申請番号1番につきましては、10a当たり134,000円、2番は10a当たり127,000円で落札されています。

柴沼委員	申請書に出てきているということですか。
事務局	申請書に添付されている書類で確認しています。
議長	その他、質問はございませんか。  (異議なしの声あり)
議長	異議なしということで、報告第39号については原案通り承認します。 それでは議案に入ります。 議案第45号「農地法第3条の許可申請に対する審議について」を上程いたします。申請番号1番から4番を、8番 高野委員から、申請番号5番から8番を、9番 川村委員から説明をお願いします。
高野委員	8番 高野です。議案第45号「農地法第3条の許可申請に対する審議について」申請番号1番から4番について説明いたします。去る12月5日、飯島委員、川村委員、私と事務局3名で調査を行いました。 1番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりで、田2筆 2,057 m <sup>2</sup> です。譲渡事由は後継者がいないため、譲受事由は農業経営規模拡大のため、売買による所有権移転です。作付予定は水稻です。売買価格は総額50万円です。 2番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりで、田1筆 60 m <sup>2</sup> です。譲渡事由は耕作困難なため、譲受事由は所有者の要望により、贈与による所有権移転です。作付予定は野菜です。 3番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりで、田6筆、畑1筆、計1,889.81 m <sup>2</sup> です。譲渡事由は農業経営規模縮小のため、譲受事由は農業経営規模拡大のため、贈与による所有権移転です。作付予定はレンコンです。 4番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりで、畑4筆 3,309 m <sup>2</sup> です。譲渡事由は譲受人の要望により、譲受事由は農業経営規模拡大のため、売買による所有権移転です。作付予定は野菜です。譲受人は実際に農業をやっている様子が見られません。 調査委員の意見としましては、1番から3番は許可相当、4番は不許可と判断しました。皆様の更なるご審議をお願いいたします。
議長	続いて、申請番号5番から8番を、川村委員から説明をお願いします。
川村委員	9番 川村です。申請番号5番から8番について説明いたします。去る12月5日、飯島委員、高野委員、私と事務局3名で調査を行いました。 5番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりで、畑1筆 561 m <sup>2</sup> です。申請事由は、昭和30年頃に申請地を譲受人へ譲渡していたが、農地法

	<p>の手続きを行っていなかったため申請する、贈与による所有権移転です。作付予定は栗です。譲受人はすでに栗畠として利用しています。</p> <p>6番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりで、田3筆 5,001 m<sup>2</sup>です。譲渡事由は耕作できないため、譲受事由は譲渡人の要望により、売買による所有権移転です。作付予定は水稻です。譲受人は美浦村となっておりますが、実家が菅谷にあり機械もそこにあります。ここから農業をしているようになっています</p> <p>7番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりで、田1筆 985 m<sup>2</sup>です。譲渡事由は破産手続開始決定による財産換価のため、譲受事由は農業経営規模拡大のため、売買による所有権移転です。作付予定は水稻です。</p> <p>8番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりで、畠1筆 705 m<sup>2</sup>です。譲渡事由は遠方により耕作ができないため、譲受事由は譲渡人の要望により、贈与による所有権移転です。作付予定は芝です。実際に芝は作られています。一部ですが農業用倉庫として機械が入っています。</p> <p>以上、調査委員の意見としましては、5番から8番まで許可相当と判断しました。皆様の更なるご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>只今、高野委員、川村委員から説明がありました。この件につきまして質問ございませんか。</p> <p>申請番号4番はどうですか。</p>
川村委員	耕作していないところがあるので、今回も不許可だと思います。
飯塚委員	太陽光のところに菌床が少し並んでいました。
川村委員	他が全然ダメです。
議長	申請番号4番は不許可、他は許可することでいいですか。
	(異議なしの声あり)
議長	<p>異議なしということで、議案第45号「農地法第3条の許可申請に対する審議について」は、申請番号4番は不許可、他は許可することに決します。</p> <p>次に議案第46号「農地法第5条の許可申請に対する審議について」を上程いたします。申請番号1番から3番を、7番 飯島委員から説明をお願いします。</p>
飯島委員	<p>7番 飯島です。議案第46号「農地法第5条の許可申請に対する審議について」を説明いたします。去る12月5日、高野委員、川村委員、私と事務局3名で調査を行いました。</p> <p>1番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりです。田2筆 1,823</p>

$m^2$ で、転用事由は車両置場を拡張して利用したい、売買による所有権移転です。農地区分は第1種農地です

2番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりです。田2筆 1,076  $m^2$ で、転用事由は申請地を店舗用地として拡張したい、賃借権設定です。農地区分は第3種農地です。

3番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりです。畠1筆 993  $m^2$ で、転用事由は申請地を資材置場として利用したい、売買による所有権移転です。農地区分は第3種農地です。

調査員の意見としましては、許可相当と判断しました。皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長　只今、飯島委員から説明がありました。この件につきまして質問ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長　異議なしということで、議案第46号「農地法第5条の許可申請に対する審議について」は、許可することに決します。

次に議案第47号「基盤強化法第18条の農用地利用集積計画作成について」を上程いたします。

審議に入る前に、萩島委員、飯島委員、井沢委員は「農業委員会等に関する法律」第31条に基づき、農業委員会の委員は、自己または同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができませんので、退席をお願いいたします。

(萩島委員、飯島委員、井沢委員一時退席)

議長　それでは事務局より説明をお願いします。

事務局　議案第47号「基盤強化法第18条の農用地利用集積計画作成について」を説明いたします。今月の新規設定は11件、再設定は63件で、合計74件になります。

1番は中間管理機構の設定です。

2番から7番はレンコンや水稻による新規設定です。7番は新規就農の方です。渡人の娘婿で、現在専業農家として独立してやっておられ、認定新規就農者を申請中で、年内に認定される予定です。

8番から耕作者ごとにまとめた再設定のものになります。

24、25番は新規設定ですが耕作者でまとめてあります。25番は期間満了による更新設定のもので耕作者変更により新規設定になります。

39、40番は水稻による新規設定です。

詳細につきましては、議案書記載のとおりです。ご審議のほどよろしくお

	願いいたします。
議 長	只今、事務局から説明がありました。この件につきまして質問ございませんか。
柴沼 委員	申請番号12番ですが、貸付人と借受人で住所が同じですが。
川村 委員	娘さんの旦那さんです。同じ敷地に住んでいます。
柴沼 委員	もう1件は申請番号55番ですが、全体でみると借賃が117,000円ぐらいで野菜を耕作するとありますが、借受人について説明をお願いします。
事 務 局	ほうれん草、小松菜などの野菜の栽培にあたられています。
柴沼 委員	実体はあるのですね。
事 務 局	はい。
議 長	最初の契約はいつだったのですか。
事 務 局	2020年4月1日からで、期間満了により更新になっております。
議 長	実際今もやっているのでしょうか。その他、質問はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしということで、議案第47号「基盤強化法第18条の農用地利用集積計画作成について」は許可することに決します。 萩島委員、飯島委員、井沢委員の入室確認をお願いします。
	(萩島委員、飯島委員、井沢委員入室確認)
議 長	以上で、令和4年第12回総会の全議案を終了しました。慎重なるご審議ありがとうございました。

令和4年12月13日

議 長

署名人

9 番

1 1 番